

本事業は、函館市において、約 85.7ha の対象事業実施区域のうち約 43.8ha に太陽光パネルを 66,724 枚設置し、最大出力 39,900kW の太陽光発電所を設置する計画である。

本事業はゴルフ場跡地を利用する計画であるが、対象事業実施区域及びその周辺には、クマゲラ等の希少な動物の生息情報がある。また、同区域には、水資源保全地域や山地災害危険地区が存在しているほか、同区域周辺には住宅や福祉施設等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

## 1 総括的事項

(1) 環境影響評価項目の選定について、本方法書では「ゴルフ場跡地を利用し基本的に造成を実施しないこと」などを理由に一般的な太陽電池発電事業において選定される項目のうち複数の項目を非選定とし、それらに関する環境影響評価を実施しないこととしている。

しかし、造成等の施工による一時的な影響を要因とした水の濁りへの影響や、重要な種及び注目すべき生息地への影響など、非選定とする根拠の妥当性が確認できない項目や説明が不十分な項目があることから、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、環境影響評価項目として選定する必要性について、科学的かつ客観的な根拠に基づき再検討すること。

また、環境影響評価項目として選定した場合には、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、非選定とした場合には、その妥当性に係る十分な根拠を準備書に記載すること。

(2) 今後の太陽光パネル、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を的確に把握した上で除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(3) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

(4) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、ダウンロードを可能とし、情報公開に関する一定の配慮が認められたが、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷を可能とすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、更なる利便性の向上に努めること。

## 2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

ア 工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動について、沿道の状況は、文献その他の資料調査のみ

により把握するとしており、当該沿道への影響を適切に予測及び評価できないおそれがある。

このため、現地調査も実施することにより、学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の配置を適切に把握し、適宜、調査地点や予測地点を追加すること。

イ 本方法書では、施設の稼働に伴う騒音への影響について、住宅等との離隔距離や樹林帯の存在等を理由に、環境影響評価項目として選定していないが、対象事業実施区域の周辺には住宅や福祉施設等が存在しており、重大な影響が懸念されるが、非選定とする理由が不十分である。

このため、環境影響評価項目として選定する必要性について、太陽電池発電設備の諸元も踏まえ、科学的かつ客観的な根拠に基づき再検討すること。

## (2) 水質

ア 本方法書では、造成等の施工による一時的な影響を要因とした水の濁りへの影響について、ゴルフ場跡地を利用するため造成等に伴う影響は限定的であるとして、環境影響評価項目として選定していないが、太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン(令和3年6月 環境省及び経済産業省)において想定されているゴルフ場跡地の条件である「ゴルフ場として雨水の浸透・排水等は確保されている。」の条件に合致していることが確認できず、重大な影響が懸念されるにもかかわらず、非選定とする理由が妥当であるとは判断できない。

このため、環境影響評価項目として選定する必要性について、対象事業実施区域内の雨水の排水先や既存の雨水排水施設の能力等を踏まえ、科学的かつ客観的な根拠に基づき再検討すること。

イ 水質の調査地点については、汐泊取水場の水質への影響を把握するための地点が設定されていないが、対象事業実施区域は、本方法書において位置が示されていない汐泊川地区水資源保全地域と重複している。

また、汐泊地区水資源保全地域は、函館市上水道の取水施設である汐泊取水場の集水区域を対象に設定されているが、本方法書では、汐泊取水場について、誤った位置が示されている。

このため、水道事業者と協議の上、対象事業実施区域及びその周辺の状況を的確に把握した上で、適宜、調査地点を追加するとともに、水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずること。

ウ 対象事業実施区域の大部分は、対象事業実施区域内に存在するショウシン川の集水域であるが、ショウシン川が流入する汐泊川では、さけ・ます増殖事業が行われているほか、農業用水の取水地点があることから、土地改変に伴う濁水の流入などによる影響が懸念される。このため、関係機関と協議を行い水域利用の状況を踏まえた上で、水質への影響を回避又は十分に低減できるよう環境保全措置を講ずること。

エ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

## (3) 地盤

土地の安定性の状況について、ゴルフ場跡地を利用し大規模な造成を実施しないこと等を理由に、「簡易的な評価を実施する。」としているが、対象事業実施区域は、本方法書において位置が示されていない山地災害危険地区と一部重複しているほか、過去に地すべりを起こした地形が確認されていることから、地すべりのおそれがある地盤であることを踏まえ、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

## (4) 動物

ア 本方法書では、造成等の施工による一時的な影響を要因とした重要な種及び注目すべき生息地への影響について、ゴルフ場跡地を利用するため造成等に伴う影響は限定的であるとして、環境

影響評価項目として選定していないが、専門家等へのヒアリングにおいて希少な鳥類であるヨタカやオオジシギなどが対象事業実施区域内で繁殖している可能性が指摘されており、工事の実施に伴い、重大な影響が懸念されるにもかかわらず、非選定とする理由が妥当であるとは判断できない。

このため、環境影響評価項目として選定する必要性について、専門家等から助言を得ながら、科学的かつ客観的な根拠に基づき再検討すること。

イ 動物の調査については、踏査ルートが示されておらず、妥当な踏査ルートが設定されているか判断できない。

また、調査地点は示されているが、伐採・敷きならしが予定されている区域を対象とした調査地点は設定されていない。

このことから、専門家等から助言を得ながら、土地改変や樹木伐採の可能性のある区域を網羅し、改変による影響を十分な精度で予測及び評価が可能となるよう踏査ルート及び調査地点を設定し、その設定根拠を具体的に、かつ一般にも分かりやすく準備書に記載すること。

ウ 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺は、文献や専門家等へのヒアリングによりクマガラ等の希少な鳥類の生息に関する情報が得られており、ヨタカやオオジシギなどの繁殖の可能性も指摘されているほか、ノスリ等の渡りを行う鳥類の移動経路となっている可能性がある。

このため、希少な種をはじめとする鳥類の生息への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

オ 哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群についても、重要な種の生息情報があることから、専門家等から助言を得ながら、それらに対する影響を適切に調査、予測及び評価を実施すること。

## (5) 植物

ア 植生調査の調査地点については、土地改変の可能性のある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、改変による影響を十分な精度で予測及び評価が可能となるよう伐採・敷きならしが予定されている区域を対象とした調査地点を追加すること。

また、植生の状況を適切に把握できるよう、現地の植生タイプや面積に応じて、適宜、調査地点を追加すること。

イ 植生調査の調査時期については、秋季のみとしているが、早春に開花し初夏には地上部が消失する春植物など、特定の時期にのみ確認される植物種を把握できるよう適切に設定すること。

ウ 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

エ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

## (6) 生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえ必要に応じて見直すことを含めて検

討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載すること。

イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、注目種が地域の生態系において占める地位が分かるように、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえ、十分な調査を行うこと。

また、採餌に係る影響の予測評価に当たっては、施設が存在及び稼働や工事が餌種や餌種の生息環境等に与える影響についても評価に含めること。

#### (7) 景観

現況写真の撮影は、太陽光パネルの視認性が高まる落葉期や積雪の色彩により不調和となる可能性がある積雪期など、太陽光パネルの設置に伴う影響が出る時期に行うこと。

また、フォトモンタージュの作成に当たっては、太陽電池発電設備と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いるとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、太陽電池発電設備の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

#### (8) 人と自然との触れ合いの活動の場

本方法書では、工事前資材等の搬出入を要因とした人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、資材等の搬出入に伴う関係車両の台数は限定的であるとして、環境影響評価項目として選定していないが、「サイクリングコース」が事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと一部重複しており、重大な影響が懸念されるが、非選定とする理由が不十分である。

このため、工事関係車両の主要な走行ルートの現況交通量や資材等の搬出入に伴う関係車両の計画台数なども踏まえて、環境影響評価項目として選定する必要性について、科学的かつ客観的な根拠に基づき再検討すること。

#### (9) 廃棄物等

ア 工事の実施に伴う廃棄物については、その発生の抑制に努めること。

また、それらが環境に与える影響については、発生量に加えて最終処分量や再生利用量、中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

イ 太陽電池発電設備の撤去に当たっては、再使用や再生利用に努めること。

また、撤去に伴う廃棄物が環境に与える影響については、発生量に加えて最終処分量や再生利用量、中間処理量等の把握及び含有のおそれのある有害物質の種類等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。